



令和7年総会号
Vol.160

あじなみ



ふじいあさ ご存知ですか？

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



めざします企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人 大川法人会

〒769-2303 香川県さぬき市長尾名 1494-1
TEL 0879-52-4370 FAX (0879) 52-5926
E-mail o-houjinkai@nifty.com

目次

法人会の理念

目次.....1

第十四回通常総会開催・功労者表彰.....2

総会のごあいさつ／（公社）大川法人会 会長 佐藤 邦明.....3

祝辞／長尾税務署 署長 谷口 公彦.....4

祝辞／香川県県税事務所 所長 梶野 智喜.....5

祝辞／東かがわ市 市長 上村 一郎.....6

祝辞／四国税理士会長尾支部 支部長 岡本 正雄.....7

令和六年度貸借対照表.....8

令和六年度正味財産増減計算書.....9

令和七年度収支予算書.....10

法人会活動.....11

長尾税務署着任ごあいさつ／長尾税務署定期異動.....16

税務署の窓.....18

女性部会一日研修旅行／（株）広瀬電工 堀井 富士子.....30

今後の法人会イベント.....31

会員企業紹介／（株）GR.....32

「フィルムスキンUV」の特徴と開発の意義／医学博士・薬学博士 岩倉 泰一郎.....34

さぬきの風 「和三盆の父」 向山周慶さんのお話／（株）マツシタ 松下 三郎.....35

作品紹介 青山会.....36

いちごプロジェクト.....40

（公社）大川法人会〈新入会員〉紹介.....41

（公社）大川法人会役員名簿・部会役員名簿・委員会編成表.....42

編集後記.....45

ギャラリー原伊の世界

徳島在住の画家 ふじい あささん（一九五三年東かがわ市黒羽生まれ・女流画家協会委員・日本美術家連盟会員）のご実家と牛舎を改修した常設展示場「ギャラリー原伊」。外観だけでは想像することが難しいかもしれませんが、一歩足を踏み入れると素敵なアート空間が広がっています。圧倒的な存在感の作品に囲まれながら、ゆったりとした時間を過ごしたい方は必見です。

ギャラリー内には、ご本人のコレクション作品やご親族の作品もあり、展示されている以外にも、沢山の作品が保管されたままで、出番を待っているとか……。現在も徳島にあるアトリエで、ウクライナの平和を願い創作活動が続けいらつしやるとのことです。東かがわ市の屋敷で絵画を見ながら、

どなたかカフェでも始めてみませんか？（ふじい あさ氏談）

※ギャラリーは常時オープンしていません



公益社団法人 大川法人会 第14回通常総会

公益社団法人大川法人会第14回通常総会を6月17日(火)ベッセルおおちに於いて、ご来賓並びに531名(うち委任状出席412名)の会員が参加し開催いたしました。

佐藤会長の挨拶に続き、功労者への記念品贈呈および会員増強協力に対する表彰を行いました。

その後、佐藤会長が議長に就任し、第1号議案 令和6年度決算報告承認の件につき、赤澤財務委員長より報告、脇監事から監査報告を行い議場に諮ったところ異議なしを認め承認されました。また、第2号議案 役員選任案承認の件につきましては、廣瀬総務担当副会長より資料に基づき説明を行い承認されました。

次に報告事項として令和6年度事業報告、令和7年度事業計画、収支予算について川北総務副委員長、赤澤財務委員長より報告を行いました。

また、関係諸団体よりご来賓をお迎えし、長尾税務署長、香川県県税事務所長、東かがわ市長、四国税理士会長尾支部長よりご祝辞を賜りました。

総会終了後、新役員による臨時理事会を開催し、代表理事(会長)、業務執行理事(副会長・常任理事)の選定と名誉顧問・顧問の推薦について諮りました。

会長には新しく古市千晴氏が選任され、副会長・常任理事とともに、議場にて報告いたしました。



公益社団法人 功労者表彰・会員増強表彰

功 労

白井 敏雅 氏	中川 武雄 氏	藪内 勝廣 氏
西 裕二 氏	中村 正則 氏	池田 道子 氏
米田 均 氏	古市 千晴 氏	廣瀬 俊美 氏
若松 高美 氏	新崎 忠志 氏	小島 正平 氏
滝川 茂美 氏	友國 誠二 氏	中野 清治 氏
田中 和昇 氏	桑島 功 氏	箭崎 嘉孝 氏
安富 良 氏	田太 隆司 氏	川田 清和 氏

福利厚生制度推進功労

推 進 員	平本 満子 氏 (大同生命保険(株) 四国支社)
推 進 員	山地いつみ 氏 (大同生命保険(株) 四国支社)

会 員 増 強 表 彰

推 進 員	平本 満子 氏 (大同生命保険(株) 四国支社)
推 進 員	太田 宏美 氏 (大同生命保険(株) 四国支社)
代 理 店	株式会社 BEAM リスクマネージ

各支部に対する表彰を行いました。

総会ごあいさつ



公益社団法人 大川法人会

会長 佐藤 邦明

本日は大変お忙しい中、公益社団法人 大川法人会第十四回通常総会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

今は梅雨真ただ中ではあります。梅雨明けしたかのような真夏日を思わせる強い日差しが降り注ぎ、六月とは思えない暑い一日となっております。

当会は、昭和三十年「大川地区法人会」として産声をあげ、適正公平な申告納税制度の確立を図り、法人としての良き経営者を目指す、地域社会に貢献することを基本理念として、会員数一〇八社からスタートし、本年、創立七十周年、社団化五十周年を迎えます。赤澤正寛氏を初代会長に、その後、続く歴代役員の方々の尽力により、青年部会、女性部会を含む、強力な基盤を作っていたことに、改めて感謝の気持ちでいっ

ぱいです。そして、昭和五十年「社団法人大川法人会」として、平成二十四年には更に透明性の高い、より広い視野で考える「公益社団法人」に移行し、本日ここに第十四回の通常総会を開催できますことを心から感謝いたしますと共に、長尾税務署 清水統括官様、香川県県税事務所 梶野所長様、東かがわ市 上村市長様、四国税理士会長尾支部岡本支部長様をはじめ、多くのご来賓の方々のご臨席を賜りまして厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様、役員の皆様には、平素より当会の運営と活動に多大なるご協力をいただき併せて御礼申し上げます。

昨年度当会におきましては、租税教室への講師派遣や子ども税金クイズ、税に関する絵はがきコンクール作品の募集、そして一般公開の講演会や定額減税等研

修会を開催し、また女性部会が行うチャリティーバザーでの収益金は、先日東かがわ市内の「こどもひろば」へ必要備品を贈呈することができ、役員をはじめ青年部会、女性部会とともに会員の皆様のご理解、ご協力をいただいております。

本年十一月十四日には、七十周年を記念いたします事業と税を考える週間事業として、この会場にて石原良純氏の講演会を開催予定です。社会貢献活動事業の一環として、どなたでもご参加いただけますので、お誘い合せの上、ご来場お待ちしております。

さて、私ごとではございますが、三期六年間会長を務めさせていただきました。私の法人会のスタートは、昭和五十五年の青年部会設立総会でした。総会当日は、とても華やかで大勢の参加者で賑わっていたことを今でもとても鮮明に思い出します。

二代目の中川部会長は「青年部会のメンバーである私たちは二十年、三十年先の話もできます。ここで生涯の友を得ることができればいいですね。私たちは背負って立つ、若い顔なので」と語られ、以来四十五年後

の本日も共に同じ席上に集えることを大変光栄に思っています。

この六年間を振り返ってみますと、五年前の四月に新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が出され、人の流れを止めてしまいました。そして、二年前の五月に感染法上の五類に分類され、再び人々が動き始め、アフターコロナといわれる時代に突入しましたが、まだまだいまだに後遺症も残っております。コロナ禍の期間と私の会長在任期間が重なってしまい、今になって振り返ってみると、貴重な時間、願ってできる体験ではなかったかと思えます。

本日、理事といたしましては、本総会の終結とともに、退任いたします。ご来賓の皆様方の的確なご指示、ご指導と共に、役員、会員の皆様の温かいご支援、ご協力に改めて心から感謝いたします。誠にありがとうございます。

最後になりましたが、ご参会の皆様方のご健勝、事業のご繁栄を祈念致しまして、また、これまでと同様の皆様方のご協力、ご指導、ご鞭撻を頂戴致しくお願ひ申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

祝 辞



長尾税務署

署長 谷口 公彦

今日は、公益社団法人大川法人会の第十四回通常総会が、関係者多数のご臨席の下、かくも盛大に開催され、全ての議事が滞りなく承認されましたことを、心からお慶び申し上げます。

また、本日の総会をもって退任されます役員の皆様方におかれましては、これまでのご尽力、ご功績に対しまして、心から敬意を表させていただきますとともに、新たに就任されます役員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き、税務行政に対しまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

加えて、本日も臨席の皆様をはじめ会員の皆様方におかれましては、平素より税務行政に深いご理解と格別のご尽力を賜

り、本席をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

先ほど、表彰を受けられました皆様方におかれまして、永年にわたり法人会の発展に多大な貢献をなされた方々であり、心からお祝いを申し上げますとともに、今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

大川法人会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及や納税意識の高揚を目的とした様々な事業活動に熱心に取り組んでこられてきたところでございます。

特に、青年部会・女性部会の会員を中心とした租税教室への講師派遣や税に関する絵はがきの募集といった、次世代を担う子供たちへの租税教育活動に積

極的に取り組まれたり、チャリティーバザーなど、地域に密着した社会貢献活動にも力を注ぎ、着実に成果を挙げておられます。

このような活動や取組は、地域社会の発展と税務行政の円滑な運営に大きく寄与されておりまして、会長をはじめ役員並びに会員の皆様方のたゆみないご努力に対し、改めて深く敬意を表する次第でございます。

さて、近年、税務行政を取り巻く環境は、急速に変化しております。経済取引のデジタル化やグローバル化が加速する中、自動ダイレクトをはじめとしたキャッシュレス納付の利便性の向上が図られております。

キャッシュレス納付につきましては、納税者が納税しやすい環境の整備を行うとともに事務処理の効率化を図り、社会全体の現金管理等に伴うコストの縮減及び事業者における業務のデジタル化等の観点から、当局においても、積極的に利用勧奨に取り組んでいるところでです。

当局のキャッシュレス納付の利用率は、全国と比べて低調な

状況となっております。

このため、特に、納付機会が多く、利用率が低調な源泉所得税については、今まで以上にキャッシュレス納付の利用勧奨に取り組むこととしております。

しかしながら、これらのことは、私ども税務当局のみでは到底なし得るものではなく、法人会をはじめとする関係民間団体の皆様方との緊密な連携が必要不可欠だと考えております。

大川法人会の皆様方には、日頃から多大なご協力をいただいているところでございますが、引き続きより一層のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人大川法人会の今後益々のご発展と本日も臨席の皆様方のご健勝、ご繁栄を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は通常総会開催おめでとうござい

祝 辞

香川県県税事務所

所長 梶 野 智 喜

公益社団法人大川法人会 第
十四回通常総会の開催をお慶び
申し上げます。

今回退任されます佐藤会長を
はじめ会員の皆様方におかれま
しては、日頃から、税に関する
オピニオンリーダーとして、地
域社会・企業の発展にご貢献さ
れております。また、租税教室
や税に関する絵はがきコンクー
ルなど税の普及啓発活動やeL
TAXの利用促進に取り組み
るなど、税務行政の円滑な推進
にもご尽力をいただいております。

す。さらに県政各般にわたり、
格別のご理解とご協力を賜って
おりますこと、この場をお借り
して、厚くお礼申し上げます。

さて、県内企業を取り巻く環
境ですが、人口減少に伴う人手
不足の深刻化、国内需要の縮小
や経済のグローバル化に伴い、
競争は激化しております。さら
にAIに代表される技術革新が
進むなど急速に変化しておりま
す。物価高騰の影響も受ける中、
企業の経営環境は依然として厳
しい状況にあります。

このため、県におきましては、
これまでの税収の増加などで生
み出された財源を、今年度、未
来投資枠として新たに設け、人
手不足の解消や企業誘致・ス
タートアップ支援による新たな
産業の創生、県立アリーナを核
としたにぎわい創出など、現状
の局面を打開する事業に重点的
に予算を配分しております。

そして、県の総合計画の基本
目標である「人生100年時代
のフロンティア県・香川」の実
現に向け、取り組んでおります。
こうした施策を推進するため
には、限られた財源を有効に活
用することに加え、自主財源で
ある県税収入の確保を図る必要
があり、県税事務所においては、
適正課税と徴収率の向上に鋭意
取り組んでおります。

この他、納税者の利便性向上
を図るため、eLTAXでの電
子申告・電子納付の対象税目の
拡大と利用促進、さらにQR
コードなどを活用したキャッ
シュレス納付も積極的に推進を
しております。皆様方には、円
滑な税務行政の推進に、なお一
層のご理解とご協力を賜ります
ようお願いいたします。

結びに、大川法人会のますま
すのご発展と会員の皆様方のご
健勝、ご活躍を心からお祈り申
し上げ、お祝いの言葉とさせて
いただきます。

本日は誠にありがとうございます。

祝 辞



東かがわ市
市長 上村 一郎

今日は、公益社団法人大川法人会の第十四回通常総会をご盛会に開催されましたこと、そして今年創立七十周年を迎えられましたこと、あわせてお祝い申し上げます。そして、表彰受けられた皆さま誠にめでとうございます。心から敬意を表すとともに、皆さま方の更なるご活躍を心からご祈念申し上げます。また、今回ご退任される佐藤会長、大変お疲れ様でした。

先日、大川法人会女性部会の皆さまから、「東かがわこども

ひろば」にご寄贈を賜りました。重ねて御礼申し上げます。「東かがわこどもひろば」は子育て家庭などが気軽に集える居場所として、また身近な子育て相談機関として、土・日・月曜日の週三日間開設しています。今回、この事業にご賛同いただいた女性部会様から、チャリティーバザーの収益金で、絵本棚、ローパーテーション、乳幼児用チェアをご寄贈いただきました。「東かがわこどもひろば」は子ども達も保護者も利用料金はいただ

かず、無料としております。無料ということとは、税金で運営していることとなります。

私、市長の職をお預かりして、七年目になりますが、「富の再分配」と「税」の関係は切っても切れない関係です。皆さまからお預かりした税金をどのように再分配していくかということ

る中の基礎となるものに、法人会の皆さんの活動が大きく寄与しています。会員の皆さま相互の意識の高めあい、租税教室をはじめ税の啓蒙活動等があつてこそ、この議論が深まっていくものだと思っています。

で、予算を組み、議会の皆さまにご承認をいただき、実行していきます。税ということに関して、来月参議院選挙が予定されています。久しぶりに、税のあり方や現状、そして今後というのが議論になる国政選挙ではないかと思えます。これを機に、市民の皆さん、国民の皆さんの中で税がこれからどうあるべきかという議論が深まっていったらいいと思います。議論が深まる

東かがわ市としても、皆さんの活動に恥ずかしくない税制運営、市政運営を行っていくことをお約束申し上げ、そして、公益社団法人大川法人会の益々のご発展、そしてご参会の皆さまのご健勝とご多幸を祈念いたします。本日は、ご盛会おめでとうございます。

祝 辞



四国税理士会長尾支部

支部長 岡 本 正 雄

本日は、公益社団法人大川法人会第十四回通常総会開催誠におめでとうございます。あわせて、役員改選がございましたので、これまで大川法人会を牽引されてきた佐藤会長をはじめ、退任される役員の皆さまに対しまして、深い感謝と敬意を表します。そして、今回功労表彰を受けられました皆さまにも感謝と敬意を申し上げます。皆さまの尽力があつてこそ、法人会が続いていくのだと強く感じております。大変お疲れ様でした。新たに役員に就任された皆さまにおかれましては、新体制の船

出となり、益々のご活躍をご期待申し上げます。

私自身も、つい先日、税理士会長尾支部の総会で支部長に就任したばかりでございます。大川法人会の皆さまと共に学ばせていただき、この地域の発展に貢献できればと思っております。今後とも、大川法人会と税理士会は切っても切れない関係だと思しますので、一緒に精進していけたらと思いますので、よろしく願います。

本日は、ご盛會誠におめでとうございます。

一般社団法人 香川県法人会連合会第13回定時総会表彰

会員増強表彰 高加入率（加入率70%以上維持に対する表彰）に対する
加入率82.6%の大川法人会が受賞いたしました。

（公財）全国法人会総連合会長表彰

県連役員功労 西應 佳樹氏（志度）

単位会役員功労 安西 勝氏（長尾）

（一社）香川県法人会連合会会長表彰

役員功労 田太 隆司氏（大内）
桑島 功氏（大内）



令和6年度の決算報告、令和7年度予算の詳細につきましては、当会ホームページ <http://o-houjinkai.la.coocan.jp/> でご確認ください。事業報告・事業計画についてもホームページで公開しております。

貸借対照表

公益社団法人 大川法人会

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,860,395	4,764,145	△ 903,750
未収金	8,800	200,000	△ 191,200
前払金	133,000	105,000	28,000
流動資産合計	4,002,195	5,069,145	△ 1,066,950
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
基本財産合計	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	1,100,000	950,000	150,000
公益目的事業引当資産	2,000,000	2,000,000	0
周年行事引当資産	2,200,000	2,200,000	0
特定資産合計	5,300,000	5,150,000	150,000
(3) その他固定資産			
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	72,800	72,800	0
固定資産合計	10,372,800	10,222,800	150,000
資産合計	14,374,995	15,291,945	△ 916,950
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	128,762	189,113	△ 60,351
流動負債合計	128,762	189,113	△ 60,351
2. 固定負債			
退職給付引当金	1,100,000	950,000	150,000
固定負債合計	1,100,000	950,000	150,000
負債合計	1,228,762	1,139,113	89,649
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
その他一般正味財産	13,146,233	14,152,832	△ 1,006,599
一般正味財産合計	13,146,233	14,152,832	△ 1,006,599
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(4,200,000)	(4,200,000)	0
正味財産合計	13,146,233	14,152,832	△ 1,006,599
負債及び正味財産合計	14,374,995	15,291,945	△ 916,950

正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日まで)

公益社団法人 大川法人会

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	100	99	1
特定資産運用益	103	100	3
受取会費	6,492,600	6,594,600	△ 102,000
事業収益	823,000	921,500	△ 98,500
受取補助金	8,722,700	8,678,600	44,100
受取負担金	576,354	554,560	21,794
雑収益	221,471	192,244	29,227
経常収益計	16,836,328	16,941,703	△ 105,375
(2) 経常費用			
事業費	14,710,092	13,807,408	902,684
(研修相談事業) 公1	243,255	287,236	△ 43,981
(税の広報事業) 公1	1,230,767	1,430,310	△ 199,543
(租税教育事業) 公1	379,936	467,723	△ 87,787
(税制改正提言事業) 公1	27,180	23,746	3,434
(社会貢献事業) 公2	2,286,727	1,624,881	661,846
(経営支援事業) 公2	233,514	191,996	41,518
(会員増強事業) 他1	208,406	222,901	△ 14,495
(会員支援事業) 他1	1,916,833	1,497,888	418,945
給料手当 共通	5,101,014	5,103,006	△ 1,992
退職給付費用 //	127,500	127,500	0
福利厚生費 //	941,922	839,580	102,342
旅費交通費 //	271,507	204,847	66,660
通信運搬費 //	158,938	190,341	△ 31,403
減価償却費 //	0	0	0
消耗什器備品費 //	2,151	25,500	△ 23,349
消耗品費 //	243,872	241,190	2,682
印刷製本費 //	297,738	284,918	12,820
燃料費 //	173,400	173,400	0
光熱水料費 //	61,200	61,200	0
賃借料 //	550,800	550,800	0
租税公課 //	1,360	340	1,020
委託費 //	53,550	45,784	7,766
リース料 //	14,025	14,025	0
支払手数料 //	148,415	160,659	△ 12,244
雑費 //	36,082	37,637	△ 1,555
管理費	3,132,835	3,570,923	△ 438,088
経常費用計	17,842,927	17,378,331	464,596
当期経常増減額	△ 1,006,599	△ 436,628	△ 569,971
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,006,599	△ 436,628	△ 569,971
一般正味財産期首残高	14,152,832	14,589,460	△ 436,628
一般正味財産期末残高	13,146,233	14,152,832	△ 1,006,599
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	7,098,700	7,048,600	50,100
受取全法連助成金	7,098,700	7,048,600	50,100
一般正味財産への振替額	△ 7,098,700	△ 7,048,600	△ 50,100
一般正味財産への振替額	△ 7,098,700	△ 7,048,600	△ 50,100
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	13,146,233	14,152,832	△ 1,006,599

令和7年度収支予算書(損益ベース)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,700	100	1,600
特定資産運用益	2,200	100	2,100
受取会費	6,560,000	6,610,000	△ 50,000
事業収益	870,000	1,070,000	△ 200,000
受取補助金	8,721,300	8,698,700	22,600
受取負担金	518,000	517,000	1,000
雑収益	201,500	200,040	1,460
経常収益計	16,874,700	17,095,940	△ 221,240
(2) 経常費用			
事業費	16,562,825	15,549,375	1,013,450
管理費	3,892,675	3,662,125	230,550
経常費用計	20,455,500	19,211,500	1,244,000
当期経常増減額	△ 3,580,800	△ 2,115,560	△ 1,465,240
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,580,800	△ 2,115,560	△ 1,465,240
一般正味財産期首残高	14,152,832	14,589,460	△ 436,628
一般正味財産期末残高	10,572,032	12,473,900	△ 1,901,868
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
受取全法連助成金	7,121,300	7,098,700	22,600
一般正味財産への振替額	△ 7,121,300	△ 7,098,700	△ 22,600
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	10,572,032	12,473,900	△ 1,901,868

資金計画表

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
基本財産(定期預金)	5,000,000	0	0	5,000,000
退職給付引当資産	1,100,000	300,000	0	1,400,000
周年行事引当資産	2,200,000	0	2,000,000	200,000
公益目的事業引当資産	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	10,300,000	300,000	2,000,000	8,600,000

法人会活動

Corporation association activity 1

青年部会会員交流会

令和7年2月5日（水）
於：大川オアシス

令和6年度の終盤となってしまいましたが報告会を兼ねての会員交流会を開催しました。研修会では、税理士の岡本正雄先生をお迎えして「企業における税金対策」について、分かりやすくお話いただき、関心度の高い内容であり熱心に受講していただきました。また、次年度の租税教室や税金ウルトラクイズ等の事業についても検討、話題となりました。



正副会長・常任理事会 総務・財務委員会合同会議

令和7年2月27日（木）
於：ベッセルおおち

第14回通常総会日程等案、令和7年度事業計画案、収支予算案、役員改選案について担当役員より説明がありました。また、外部監事選任に伴う規程改正案を理事会議案として上程することについて了承されました。



各支部会員交流会

寒川支部 令和7年1月18日（土）於：カメラ温泉 志度支部 令和7年2月17日（月）於：小松真珠荘
長尾支部 令和7年3月 8日（土）於：いろは
引田・白鳥・大内支部 令和7年3月28日（金）於：まるきん寿司

寒川支部、志度支部共に久しぶりの開催でしたが、新入会員さんをはじめ多くの会員の皆さんにご参加いただきました。一番身近な地域での交流会ですが、普段は業種も違えば活動場所も違ったりで、ゆっくりお話する機会がなかったという方々にとっては絶好の場面のようなものでした。また、同じ東かがわ市内の引田、白鳥、大内支部で初の合同開催を試みました。単独開催とは違って不安要素もありましたが、想像以上に多くの会員さんにご参加いただきました。そして、毎年恒例行事として定着しつつある長尾支部でも、あっという間の和やかな時間を過ごしていただけた様子で活気ある交流会になりました。次回も更に異業種交流の場として活用していただけますように、是非ご参加ください。



令和7年2月18日（火）
於：東かがわ市交流プラザ

講師 落語家 笑福亭 鶴笑 氏



令和7年3月10日（月）
於：事務局

令和7年3月18日（火）
於：大川オアシス

A group of people, mostly men, are seated at long tables in a large room with large windows. They are facing a stage area where a speaker is standing. A banner with a logo and text is visible on the wall behind the speaker. The room appears to be a formal meeting or conference space.

青年部会役員会・女性部会員会

令和7年4月14日（月）於：とりはな
令和7年1月24日（金）・3月4日（火）
5月22日（木）於：いせだ・事務局

令和7年度事業計画と役員改選について協議しました。青年部会は租税教室、子ども税金クイズについて、女性部会はチャリティーバザー収益金贈呈先について協議しました。



組織委員会

令和7年4月15日（火）・6月26日（木）
於：ツインパルながお

6月末加入報告と令和7年度全法連新規入会数県連目標達成に向け、支部を越えての加入勧奨や紹介を今後も積極的に行い、まずは未加入法人の実態把握に努め、更なる役員同士のよりよい関係性構築のために支部役員会の開催や新入会員さんの参加勧奨の会員交流会開催についてお願いしました。引き続きの加入勧奨をよろしくお願いします。



決算監査

令和7年4月17日（木）
於：事務局

令和6年度決算監査は佐藤会長をはじめ監事、総務・財務委員会担当副会長、委員長、副委員長出席のもと実施しました。

監事監査チェックリストに基づき、事務局への質問も交え業務及び財産の調査をし、監査が実施されました。



令和7年度第1回理事会

令和7年4月25日（金）
於：ツインパルながお

総会決議事項、理事会承認事項あわせて第14回通常総会に提出する議案について承認されました。また、業務執行状況の報告を業務執行理事から行いました。そして、役員改選による委員会規程改正案について、健康経営プロジェクトについて、創立70周年記念事業について、理事が代表者である企業との取引について説明し、承認されました。



税制委員会

令和7年5月13日（火）
於：以志や

四国税理士会長尾支部脇先生にご指導をいただきながら、令和8年度税制改正要望事項を検討しました。要望事項は香川県連へ報告し、県下6単体会からの要望は、香川県連で取りまとめられ、全法連へ提出されます。



4月～9月期決算法人説明会

令和7年6月11日（水）
於：大川オアシス

長尾税務署法人課税部門より清水統括官を講師にお迎えして、全法連が作成するテキストを使用し、申告にあたっての留意点等を分かりやすくご説明いただきました。



研修委員会

令和7年6月26日（木）
於：事務局

令和7年度の研修事業（年末調整説明会、決算法人説明会、企業経営に関する研修会、役員研修旅行等）について実施報告及び内容を検討しました。例年同時期に開催している事業は計画に沿って進め、研修旅行は検討の結果11月に実施決定しました。



広報委員会

令和7年7月3日（木）
於：事務局

あしなみ160号（総会号）の編集会議を行いました。今回の表紙は、1年前に取材をしていた画家藤井あさ先生の絵画に決定しました。新入会員さんに企業紹介欄をご利用いただきご寄稿いただく予定です。次号及びその先の広報誌の表紙や原稿等についても協議しました。たくさんの方に読んでもらえる充実した広報誌にしたいと思っておりますので、ご寄稿、取材先のご紹介、ご意見お待ちしております。



女性部会チャリティーバザー収益金による贈呈式

令和7年6月9日（月）

於：東かがわ市役所

昨年10月に開催したチャリティーバザーの収益金により、東かがわこどもひろばさんに絵本棚1台、乳幼児用チェア6脚、ローパーテーション3台を贈呈しました。贈呈式の際には、東かがわ市長をはじめ運営に携わる施設の方々にもご同席いただき、身近な育児相談機関としてだけでなく、子育て世帯が誰でも気軽に集える場所として定着しつつある貴重な施設であることを教えていただきました。今回の贈呈によって、地域での子育てに少しでもお役に立つことができ、東かがわこどもひろばさんの活動を少しでも多くの方に知っていただける機会となればと思います。今年度のチャリティーバザーも10月17日（金）大川オアシスにて開催予定です。商品のご提供及び売上へのご協力よろしくお願いいたします。



7月7日、県連専務理事・事務局長会議において、四県連事務局が自身のスマホを使い、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を体験しました。

この体験コーナーは、国税庁ホームページに開設されており、所得税徴収高計算書の作成・送信から源泉所得税のキャッシュレス納付手続きまでの一連の流れを操作するものです。

画面の表示に沿って入力をしますが、所得税徴収高計算書を手書きで作成したことがある方なら、操作マニュアルを見なくても簡単に入力できると思いました。

キャッシュレス納付を利用すれば、金融機関や税務署などの窓口に行かずにスマートフォンで納付でき、大変便利です。また、現金や納付書が不要になります。

皆さんもぜひ一度、体験コーナーを利用してみてください。

なお、キャッシュレス納付の開始手続きやご相談は、長尾税務署にお問い合わせください。

体験コーナーはこちらから。



電話番号
0879-52-2531

着任ごあいさつ



長尾税務署
署長 正田 巧三

この度の人事異動により、長尾税務署長を拝命いたしました正田でございます。

着任に当たりまして、公益社団法人大川法人会の会員の皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。大川法人会の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営に深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、紙面をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

貴会は「税のオピニオンリーダー」として、税知識の普及を目的とする各種研修会の開催や租税教室、「税に関する絵はがきコンクール」の募集などの租税教育活動、また、納税意識の高揚を図るための様々な啓発活動、更には地域に密着した社会貢献活動に非常に熱心に取り組んでおられ、長年にわたって全国一の組織率を維持されるなど大変充実した魅力ある法人会であると承知しております。

このような法人会活動のほか、e-Taxの普及をはじめとする国税当局の取組にご支援をいただいておりますことは、税務行政を円滑に運営するために欠かすことのできない

ものであり、これもひとえに古市会長をはじめとする役員の皆様方のご尽力と、会員各位のご努力の賜物であり、私ども税務行政に携わる者にとつて誠に心強く思うとともに、深く敬意を表する次第であります。

また、昨年6月から所得税の定額減税制度を実施するにあたり、法人会の皆様方におかれましては、積極的に説明会を開催していただいたほか、様々な機会を通じ、周知・広報などに御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、本年は所得税の基礎控除の見直し等による制度改正が行われ、令和7年分の年末調整から適用されます。国税当局いたしましたしは、源泉徴収義務者の皆様に制度の内容を十分にご理解いただけるよう、周知・広報を行ってまいります。

法人会の皆様方におかれましても、定額減税に続いてのお願いとなりますが、新たな制度の周知等に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、近年、経済社会のデジタル化やグローバル化の進展により、税を含むあらゆる分野でデジタル技術の活用が急速に拡大しています。

こうした中、国税当局といたしましては、引き続き、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくため、令和5年6月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」税務行政の将来像「2023」の実現に向け、①納税者の利便

性の向上、②課税・徴収事務の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進という3つの柱に基づき、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、e-Tax及びキャッシュレス納付の利用拡大はもとより、税務手続や業務の抜本的な見直しに取り組んでいくこととしています。

中でも、キャッシュレス納付につきましては、納税者が納税しやすい環境の整備を行うとともに事務処理の効率化を図り、社会全体の現金管理等に伴うコストの縮減及び事業者における業務のデジタル化等の観点から、当局においても、積極的に利用勧奨に取り組んでいくところであります。

特に、納付機会が多い源泉所得税については、今まで以上にキャッシュレス納付の利用勧奨に取り組むこととしております。

しかしながら、これらのことは私どもの力だけでは到底なし得るものではなく、皆様方のお力添えが是非とも必要であります。

私どもとしましては、今後も法人会並びに会員の皆様方と様々な機会を通じて十分に意思疎通を図りながら、従来にも増して信頼・協調関係を深めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人大川法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

長尾税務署 定期異動

7月に定期異動で次の方々が転出・転入しました。

【転 出】

課・部門	氏 名	新任署	課・部門
署長	谷口 公彦	高松国税局	総括税務相談官 相談官補
総務課 課長	三國 智子	高松国税局	消費税課 課長補佐
総務課 総務係長	大原 拓也	高松国税不服審判所	管理課 総務係長
総務課 主任	弘田 真利奈	長尾税務署	個人課税部門 調査官
総務課 総括上席徴収官	隅川 美由紀	高松税務署	徴収第1部門 総括上席徴収官
個人課税部門 統括調査官	露原 賢一	丸亀税務署	個人課税第1部門 統括調査官
個人課税部門 上席調査官	安松 夕子	徳島税務署	特別調査官 上席調査官
法人課税部門 調査官	井上 紗耶	高松税務署	法人課税7部門 調査官
法人課税部門 調査官	西田 和弘	丸亀税務署	法人課税2部門 調査官

【転 入】

課・部門	氏 名	前任署	課・部門
署長	正田 巧三	大阪国税局	課税第2部 酒類業調整官
総務課 課長	生田 真弓	丸亀税務署	個人課税1部門 統括調査官
総務課 総務係長	三宅 裕介	丸亀税務署	総務課 総務係長
総務課 事務官	兵頭 歩	徳島税務署	資産課税第1部門 事務官
総務課 上席徴収官	中村 美保	高松国税局	業務センター 管理官
個人課税部門 統括調査官	井戸口 直樹	鳴門税務署	個人課税2部門 統括調査官
個人課税部門 上席調査官	小松原 里佳	高松税務署	特別調査官 調査官
法人課税部門 事務官	川原 知里	高松国税局	鑑定官室 事務官

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

国税庁
令和7年4月

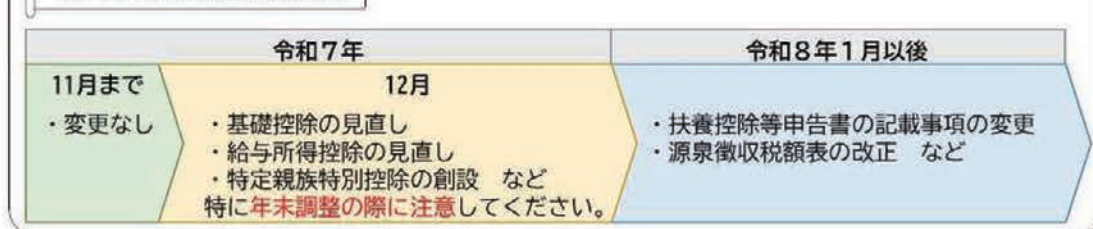
令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）。

詳しくは、このパンフレットをご覧くださいほか、国税庁ホームページをご参照ください。

【参考】給与の源泉徴収事務



【国税庁ホームページ】（随時最新情報に更新します。）

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



（注） このパンフレットは、令和7年4月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

目次

1. 改正の概要

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 扶養親族等の所得要件の改正

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

- (1) 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認
- (2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認
- (3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認
- (4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認
- (5) 年末調整の計算をする上での留意事項

3. 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 扶養控除等申告書の記載事項の変更
- (2) 扶養親族等の数の算定方法の変更
- (3) 源泉徴収税額表の改正

4. 公的年金等の源泉徴収事務における留意事項

- (1) 令和7年分の源泉徴収事務
- (2) 令和8年分以後の源泉徴収事務

税務署の窓

1. 改正の概要

以下のとおり所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※ 令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))		基礎控除額		改正前
		改正後 (注1)		
		令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)		95万円 (注2)		48万円
132万円超 (200万3,999円超)	336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 (注2)	58万円	
336万円超 (475万1,999円超)	489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 (注2)		
489万円超 (665万円5,556円超)	655万円以下 (850万円以下)	63万円 (注2)		
655万円超 (850万円超)	2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

ロ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

また、令和7年分の公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給する年金等を除きます。）の源泉徴収事務においては、令和7年12月の支払の際に、改正後の一定の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の一定の基礎控除額に基づいて計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

ロ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

(3) 特定親族特別控除の創設

イ 居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注) 収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万円超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」のとおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。が、扶養控除の対象となります（年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。）。

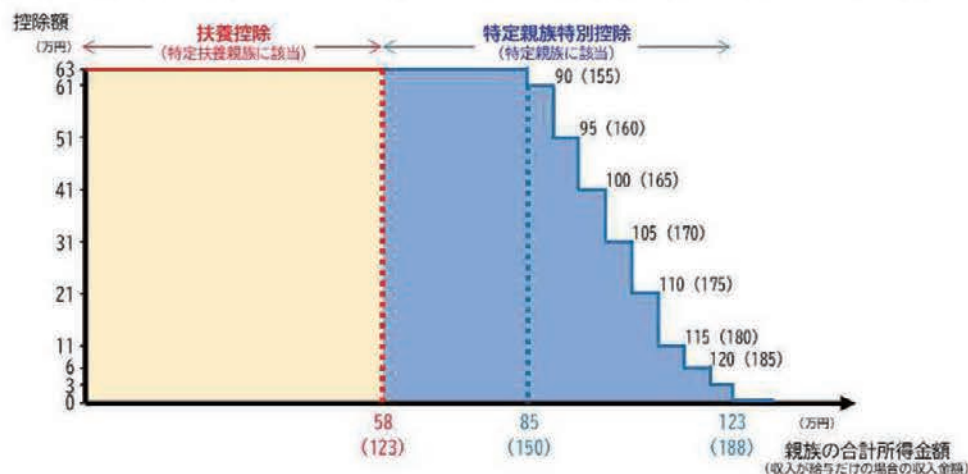
なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



□ 令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月（日）の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給与・・・・・・・・親族の合計所得金額が58万円超100万円以下である場合

公的年金等・・・・親族の合計所得金額が58万円超85万円以下である場合

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月に行う年末調整の際に、上記イの改正が適用されます。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合には、確定申告をする必要があります。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

上記(1)イの基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件^(注1)が改正されました。

また、上記(2)イの給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（改正前：55万円）に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

【令和7年の源泉徴収事務における留意事項】

令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

令和7年分の給与の源泉徴収事務においては、令和7年12月1日以後に支払う給与からこの改正が適用されます（この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族等に係る扶養控除等の適用を受けるために「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」等の提出が必要となります。）。

なお、公的年金等の受給者が、令和7年分の所得税について、この改正により扶養親族等の要件を満たすこととなった親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする場合には、原則として、確定申告をする必要があります。

(給与の源泉徴収事務)

2. 令和7年分の年末調整における留意事項

令和7年分の所得税について、令和7年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

《令和7年分の年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
⇒ 以下(1)を参照。
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
⇒ 以下(2)を参照。
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。
⇒ 以下(3)～(5)を参照。

(注) 年末調整の際の詳しい事務の内容については、令和7年8月末頃から国税庁ホームページに随時掲載する予定です。

(1) 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

上記1(2)及び(4)のとおり、令和7年12月1日から給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます(詳しくは、上記1(2)イの【給与所得控除額(改正された範囲)】の表及び1(4)の【所得要件】の表をご確認ください。)

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和7年12月1日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 「令和7年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

(2) 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

上記1(3)のとおり、年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

(注) 1 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

- (1) 2人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。
- (2) 居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか1人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。
- (3) 親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

2 国税庁が作成する「給与所得者の特定親族特別控除申告書」は、「給与所得者の基礎控除申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「所得金額調整控除申告書」との兼用様式を予定しており、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

(3) 基礎控除申告書の受理と内容の確認

上記1(1)のとおり基礎控除額が改正されました。

このため、従業員の方から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(4) 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

上記1(2)のとおり給与所得控除額が改正されました。

このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されていることを確認してください。

(注) 上記1(4)のとおり、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

(5) 年末調整の計算をする上での留意事項

イ 「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

上記1(2)のとおり「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和7年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

(注) 改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」は、国税庁ホームページに令和7年8月末頃に掲載する「令和7年分年末調整のしかた」に掲載予定です。

ロ 基礎控除額（改正後）の控除

上記1(1)のとおり、基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

ハ 特定親族特別控除額の控除

上記1(3)のとおり、特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、令和6年9月から国税庁ホームページに掲載している「令和7年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、令和7年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

(注) 改正後の給与所得の源泉徴収票は、令和7年中に支払うべき給与でその最後の支払日が令和7年12月1日以後であるものから使用することとなります。

なお、改正後の様式は、国税庁ホームページに令和7年6月末頃に掲載予定です。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】

未	地震保険料の控除額	⑤	⑤のうち小規模企業共済等掛金の金額
	配偶者（特別）控除額	⑥	(円)
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑦	⑦のうち国民年金保険料等の金額
	基礎控除額	⑧	(円)
調	所得控除額の合計額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪) ※2	⑨	(円)
	老齢基礎年金等所得金額(⑪-⑩)及び算出所得税額	⑩	(100円未満四捨入で)
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑪	
	年調所得税額 (⑨-⑩、マイナスの場合は0)	⑫	
整	年調年税額 (⑫ × 102.1%)	⑬	(100円未満四捨入で)
	差引超過額又は不足額 (⑬-⑨)	⑭	
超	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	⑮	
過	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	⑯	
の	差引還付する金額 (⑭-⑮-⑯)	⑰	
結	同上の 本年中に還付する金額	⑱	
算	うち 翌年において還付する金額	⑲	
	不足額 本年最後の給与から徴収する金額	⑳	
	の結算 翌年に繰り越して徴収する金額	㉑	

※1 特定親族特別控除額 (⑦-2) [XXX,XXX 円]

※1 特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2 特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

国税も！地方税も！ 暮らしにとけこむ
キャッシュレス納付！



国税庁e-Taxキャラクター：イータ君

e-Tax



簡単納付



エルタックス
eLTAX



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー



国税庁



総務省



地方税共同機構
 LOCAL TAX AGENCY



日本銀行
 BANK OF JAPAN



一般社団法人
全国銀行協会

一般社団法人 **全国地方銀行協会**
 REGIONAL BANKS ASSOCIATION OF JAPAN

一般社団法人 **第二地方銀行協会**
 The Second Association of Regional Banks



自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おすすめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



- ①申告等データ送信 →
- ← ②メッセージの受信
- ③ダイレクト納付手続



自動ダイレクトを利用すると…

- ①申告等データ送信 →
- +
ダイレクト納付手続



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が不要な手続きです。
提出先税務署等	地所税務署
添付書類	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは②
※宣言等により法定納期限が延長されている方は、口座引落日等についてあらかじめ必ずご確認ください。

- ☒ 私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ
「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は
「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
マニュアル」をご覧ください。





地方税のお支払いが簡単・便利になりました！

納付書に「eL マーク」があれば、
地方税お支払サイトやスマホ決済アプリが利用できます。



お手元納付書の「eL マーク」「eL-QR」
をご確認ください！



キャッシュレス納付の一覧表

	キャッシュレス納付の種類	対象税目	詳しい情報
eLTAX	スマホ決済アプリ	eL マーク  及び eL-QR の付いた納付書がある税目 例：固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税（種別割） その他税目※	 地方税お支払サイト
	ダイレクト納付 インターネットバンキング クレジットカード納付	・法人都道府県民税 ・法人事業税 ・特別法人事業税（地方法人特別税） ・法人市町村民税 ・事業所税 ・個人住民税（特別徴収分・退職所得に係る納入申告） ・都道府県民税（利子割、配当割、株式等譲渡所得割） ・地方たばこ税、入湯税、ゴルフ場利用税、宿泊税	 eLTAX 地方税 ポータルシステム

※対象となる税目は、都道府県・市区町村により異なります。

よくある質問 Q&A

- Q1** どのような支払方法が利用できますか？
- A1** 地方税お支払サイトではクレジットカード払い・インターネットバンキング・口座振替等を利用できます。各種スマホ決済アプリでのお支払も利用できます。
- Q2** 支払を始めるには何を準備すればいいですか？
- A2** お手元に「eLマーク」の記載がある納付書を用意して、地方税お支払サイトにアクセスしてください。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。
※「eL-QR」(QRコード)、「eL番号」(納付書番号)のいずれかの記載があれば利用できます。
- Q3** いつ利用できますか？
- A3** 地方税お支払サイトは、24時間365日利用できます。
※利用時間帯によっては、選択できない支払方法があります。各種スマホ決済アプリの場合は、アプリによって異なります。
(いずれもシステムのシステムメンテナンス時間を除きます。)
- Q4** 地方税お支払サイトを利用する場合、手数料などを別途支払う必要がありますか？
- A4** 原則、手数料を支払う必要はありません。ただし、クレジットカード納付の場合、納付額に応じて「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料がかかります。
※システム利用料は、地方税共同機構、各地方団体の収入になるものではありません。

QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



地方税の

キャッシュレス納付方法

は3ページへ



国税の納付は スマホで スマートに

6つのPay払い（〇〇ペイ）から
納付手続きが行えます！

 PayPay

 d払い

 au PAY

 Pay

 amazon pay

 R Pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから



イータ君

メリット♪

- ✓ **いつでもできる！**
- ✓ **どこでもできる！**

利用方法♪

ステップ①

お手持ちの
スマートフォンまたは
パソコンから、e-Taxに
より申告等の手続き！

ステップ②

e-Taxを経由して「国税
スマートフォン決済専用
サイト」にアクセスの上、
画面の表示に従って手続き！

留意点

- ★ 納付税額が30万円以下の方が納付するための手続きです。
- ★ アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払い（〇〇ペイ）へのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- ★ 原則として、全ての税目で納付が可能です。ただし、印紙を貼り付けて納付する場合等、ご利用ができない税目があります。
- ★ 領収証書は発行されません。
※ 領収証書が必要な方は、金融機関や税務署の窓口で納付してください。
なお、「納付手続きの完了」画面で「納付内容をダウンロード」していただくか、「納付情報の確認」画面でメールアドレスを登録し、納付手続き完了メールを受信することで、納付内容を確認することができます。

👉 詳しくは、国税庁ホームページ「スマホアプリ納付の手続き」（上記QRコードからアクセス）をご覧ください。

スマホアプリ納付の手続の流れ

1 受信通知(納付区分番号通知)



e-Taxを利用して申告書等データを送信した後、受信フォルダに格納される受信通知(納付区分番号通知)をタップします。

2 スマホアプリ納付



画面をスクロールし、「スマホアプリ納付」をタップします。

3 専用サイトへ



「専用サイトへ」をタップすると、「国税スマートフォン決済専用サイト」に遷移します。

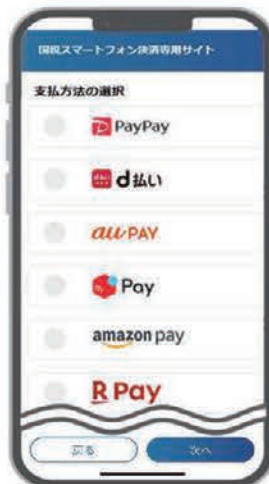
※ パソコンをご利用の場合、画面下部にQRコードが表示されますので、スマートフォンで読み取り、以下の操作を続けてください。

4 決済専用サイトトップ



決済専用サイトが表示されます。注意事項等を確認し「次へ」をタップします。

5 支払方法の選択



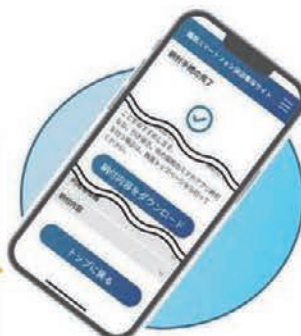
利用するPay払い(〇〇ペイ)を選択し、「次へ」をタップします。

6 入力内容の確認。納付



入力した内容を確認し、「納付」をタップします。
※ 選択したPay払い(〇〇ペイ)が起動します。

7 完了!



選択したPay払い(〇〇ペイ)で納付後「納付手続の完了」画面が表示されたら手続完了です!

※ 当該画面を再度表示することはできません。「納付内容ダウンロード」しておくことをおすすめします。

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

女性部会一日研修旅行に参加して

株式会社 広瀬電工 堀井 富士子



今年の一研修は、今最も旬な大阪関西万博です。行きたいけど行けるかなあと思いつながら参加する事にしました。

パビリオンへの抽選も結局、団体予約の日本館しか予約出来ませんでした。ホスト国のパビリオンとして日本館のテーマ「いのちと、いのちの、あいだに」循環をテーマにした展示「ごみ」から「水」へ「水」から「素材」「素材」から「もの」へといのちをつなぐプロセスを体験。万博会場内で発生した生ゴミを微生物の力で分解しエネルギーに変換するプロセスを間近で見る事が出来、持続可能なエネルギーの仕組みを学ぶ絶好のチャンスがバイオガス「プラント見学ツアー」が実施されるのですが、指定日があるそうです…残念。建築素材には国産の杉材を使

用。万博終了後、日本各地で再利用される予定で、これも循環ですね。

また、私の見たかった世界最大級の「火星の石」日本の南極地域観測隊が南極で発見したもので、ラグビーボールほどの大きさ（二二七kg）です。昔の万博で、月の石を並んで見ましたね。

昼食後は、大屋根リングを歩きました。木の板なので靴を脱いで歩くと気持ち良かったです。リングの上はとても風が心地よく、会場内の色々なパビリオンを見渡すことができ素敵でした。そして、噴水ショーも見ることができました。数時間の滞在でしたが、一五〇〇〇歩も歩きました。

今回、参加して本当に良かったです。皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。



今後の法人会イベント

10月17日(金) 12:30～14:15	女性部会チャリティーバザー	大川オアシス
10月17日(金) 14:30～16:00	女性部会コンサート	大川オアシス
11月6日(木) 13:30～15:00	年末調整説明会	大川オアシス
11月14日(金) 14:30～16:00	税を考える週間講演会	ベッセルおおち
12月12日(金) 13:30～15:00	10～3月期決算法人説明会	大川オアシス

女性部会 チャリティーバザー&コンサートのお知らせ



日時：令和7年10月17日(金)

会場：大川オアシス

チャリティーバザー 12:30～14:15

コンサート 14:30～16:00



ソプラノ 箏 尺八 で奏でる物語

講師：トリオ*i*



チャリティーバザー商品提供のお願い

女性部会は社会貢献活動事業として、毎年チャリティーバザーを実施しております。昨年度は収益金により、東かがわこどもひろばへ希望商品を購入し贈呈することができました。ご協力感謝申し上げます。

本年度もチャリティーバザー販売商品のご提供、ご協力をお願い申し上げます。

生もの、アルコール類以外での品物をお願いいたします。**10月10日(金)**までに女性部会役員が事務局へご一報下さいましたら、お伺いいたしますのでよろしくお願いいたします。

公益社団法人 大川法人会 事務局 **TEL (0879) 52-4370**

創立70周年記念 税を考える週間 講演会のお知らせ

日時：令和7年11月14日(金) 14:15～16:00

会場：ベッセルおおち

演題：石原家の家族愛と自然への想い

講師：俳優・気象予報士 石原 良純 氏





この時に最適な芽かきをすることによって、主となる枝を育てることができます。
実は、この作業が最も重要だったりします。理想的な収穫のために、一年をかけてぶどうに向き合うことが大切なんです。

ぶどうの果実は、すぐには収穫できません。何年もかけて木を育て、とても細やかな枝の管理、肥沃な土の維持をしなければなりません。祖父母様が大事に守り続けてきたぶどうの木は、5代目の諒真さんに受け継がれました。



Q. 農園を継ぐことになった直後の苦労や悩みは何でしたか？

「幼いころから祖父母の働く様子は見てきましたが、見るのと実際に行うのとは全く違いました。芽かきや剪定ひとつで、思ってもない育ち方をしたり、予防が不十分でカメムシの被害にあったり・・・。
祖父母と親交のあった先輩農園にアドバイスを受けながら、ここまでやってこれました」

現在は受け継いだ木を大切にするとともに、ぶどう畑の拡大や他作物の栽培にも力を入れていくようです。

まずは、農園にレモン畑が整備されました。本格的に収穫できるまで数年はかかりますが、国産のレモンもマスカットに劣らず需要が高いです。

収穫時期が異なる作物を栽培することで、年間を通してGRの果物を楽しむことができるのではないのでしょうか



Q. 現在の課題や目標は？

「ぶどうの品質を高めることです。祖父母のつくるぶどうは、本当においしかったと皆さんおっしゃってくださいます。目標にするとともにライバルだと思い、私自身が作るぶどうを高めていきたいです」



2024年9月には、ぶどうの収穫祭を試験的に開催しました。
今後は、収穫祭やイベントを通じて人が集まる場所にしていきたい——と語る久保諒真さん。

農園や商品購入に関するお問い合わせは下記まで。

〒769-2101
香川県さぬき市志度 1701-2
TEL : 080-6393-0065
mail : ryoma.04187007@gmail.com
instagram :





さぬき市志度天野峠には、100年以上続くぶどう農園があります。ご先祖が大切にしてきた農園は子孫に引き継がれ、令和5年に株式会社GR（以下GR）として新たな農園がスタートしました。現在の農園主は、5代目、久保諒真さんです。



シャインマスカットは、33年の開発期間を経て、2006年に品種登録されました。糖度は18度～20度と高く、大粒の実皮が薄く種がないため食べやすく、大変人気の高い果物です。香川県も、日本における主要生産地となっています。

GRの前身となる久保農園は、培ってきたぶどう栽培のノウハウを生かし、早期にシャインマスカットの栽培に着手しました。

Q. 祖父母様のぶどう農園を継ごうと思ったきっかけは？

「ぶどう畑で働く祖父母の姿は、私の誇りでした。しかし年齢とともに十分な世話ができなくなり、これまでぶどう畑にかけてきた想いなどを私に語ることが多くなっていました。祖父母の想いや技術を受け継ぎ、このぶどう畑を存続させることが、自分のやるべきことだと思って挑戦しました」



シャインマスカットの収穫時期は8月～9月ごろ。基準の糖度をクリアした房のみ丁寧に収穫し、形を整えて出荷準備をします。最も農園が賑わう、シャインマスカットにおける最盛期です。

ピーク後の畑の様子をご存じですか？未成熟のまま残った実は必ず摘み取ります。実を付けたままだと、木の栄養分が実に取り残ってしまうからです。まだ青い葉が残るうちに、ぶどうの木は翌年に実を付けるための栄養を蓄え始めているのです。



葉が全て落ちると、ぶどうの木はひと休み。この秋から春にかけての農園は、とても静かです。しかしこの間も、ぶどう畑のメンテナンスは続きます。

伸びた枝を秋のうちに選定し、翌年も実が付きやすいように整えます。樹齢を重ねた木は皮が傷んでいることもあるので、丁寧に剥ぎ取り虫や菌の発生を防ぎます。

4月ごろになると、栄養を蓄えた木から一気に芽吹き始めます。



「フィルムスキンUV」の特徴と開発の意義

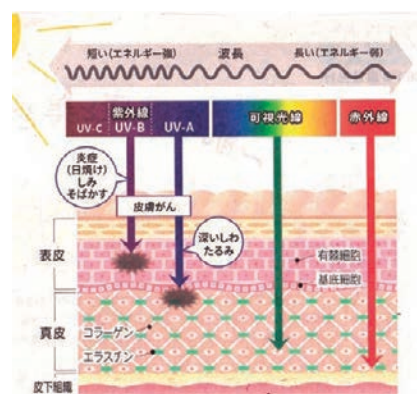
あ ない び と
健康案内人

医学博士・薬学博士 岩倉 泰一郎

夏を迎えると太陽から放出される紫外線による日焼け、シミ、しわ、たるみといった皮膚トラブルが気になります。太陽光線には赤外線、可視光線、紫外線があります。紫外線は太陽光線の5～6%ですが、波長が短く、エネルギーが強いので皮膚にダメージを与えやすいのです。紫外線には波長の長い順にUVA、UVB、UVCが有りますが、UVAとUVBが肌に影響を与える主因です。UVAは日焼け（サンバーン・サンタン）、免疫機能低等の急性障害を肌に与え、UVBは光老化（しわ、しみ、乾燥）、老人性いば、日光角化症、皮膚がん等の慢性障害を与えるリスクがあります。夏場に危険な紫外線対策としてサンスクリーン剤、日傘、つば付き帽子、薄色衣服、サングラス、アームカバー等をうまく利用することが重要です。

サッカー、ラグビーといった屋外スポーツの場合は、サンスクリーンの賢い利用がポイントになります。サンスクリーン剤のグレードはSPF50+、PA++++が必要ですが、従来品は運動時の発汗で取れやすいのでプレー時間帯に4～5回の塗り直しが必要で、プレーの流れを阻害する要因にもなります。これに鑑み、開発されたのが「フィルムスキンUV」です。本剤は肌に塗擦すると約30秒で厚さ約30μmの耐水性被膜を形成する特徴があります。形成被膜は紫外線散乱剤の酸化チタンと酸化亜鉛を含み、**汗でも取れないためにプレー前の1回塗擦で十分効果が期待できプレーの流れを阻害しません。**又、**本剤は赤外線の透過を防ぐことでプレー時の異常な体温上昇を防ぎ、体力を消耗せずに持続的プレーが期待できます。**球技に限らず陸上競技のマラソン、競歩等の長時間の炎天下の競技にも大いに利用できます。

スポーツ専用サンスクリーン剤「フィルムスキンUV」が各種スポーツの紫外線対策と赤外線透過防止による遮熱効果で競技の質的プレーと持久性の改善に大いに寄与することが期待されます。



スポーツ用サンスクリーン剤の特徴

製剤	フィルムスキン UV	従来製品
効果の内容	紫外線散乱	主に紫外線吸収
有効成分	酸化チタン+酸化亜鉛	メトキシケイヒ酸エチルヘキシル等
環境負荷	無し	有り
皮膚刺激性	無し	吸収剤の分解物に軽度刺激性
赤外線遮断 (遮熱効果)	遮熱効果あり ⇒ 体温上昇抑制 ⇒ 体力保持	遮熱効果無し ⇒ 体温上昇有り ⇒ 体力消耗
耐水性 (耐汗性)	有り (効果の持続性)	無し
塗布 (塗擦) 回数	1日1回	1日4～5回
除菌効果	有り (除菌効果の持続性)	無し
匂いの低減	有り	無し
被膜効果	有り	無し
皮膚損傷予防	マラソン・競歩等の擦過傷・ 足裏の皮膚損傷予防効果	無し
滑り止め効果	サッカー・ラグビー・陸上競技のプレー時の 足の滑り止め テニス・ゴルフ等のグリップの滑り止め等	無し

さぬきの風

「和三盆の父」向山周慶さんのお話

株式会社マツシタ 松下 三郎

讃岐三白のひとつ「砂糖」の精製開発の功労者向山周慶さんは現在の東かがわ市旧白鳥町の人であります。もう一人の功労者・関良助は薩摩（奄美大島）の人です。周慶の生誕地白鳥と、高松市松島に「向良神社」があります。

向山の「向」と関良助の「良」を取って「向良神社」（こうらじんじゃ）といいます。

東かがわ市白鳥の向良神社は国道11号線「湊バス停」から少し入った細道沿いにあります。土地の人は「サトガミさん」といっています。

向山周慶さんは白砂糖の国産化に日本で初めて成功した人です。

その砂糖が和三盆です。讃岐の砂糖は二人の功労によって雪のように白く味のよい和三盆として知られるようになり、今日に伝えられています。

江戸期の最盛期には、大阪をはじめ、関西地域の砂糖の大半は讃岐産でした。サトウキビは引田から白鳥、津田に至る地域が讃岐の主産地でありましたが、のちに高松藩の産業政策によって高松市内など県下で広く栽培されるようになりました。

向山周慶さんは1746年に讃岐国大内郡湊村（香川県東かがわ市湊）生まれ、1819年に74歳で死去しました。

讃岐糖業の始祖として白砂糖作りを確立し、「讃岐糖業の父」といわれています。すなわち、「和三盆の父」です。

向山周慶さんは若くして、高松藩医・池田玄丈について医術を学び、当時、第5代高松藩主・松平頼恭は、砂糖生産に注目していました。16歳で周慶は、砂糖精製の研究を託され、以後30年間にも及ぶ苦難の歳月を経て、1790年はじめて白砂糖の精製に成功しました。1803年白砂糖の製法を確立し、讃岐の和三盆糖として名声を高めました。

砂糖の原料はサトウキビで春先に植え付け、11月に収穫します。昭和の中期まではこのサトウキビをかじり、子供たちは空腹を満たしていました。

この和三盆発祥の地であり、向山周慶生誕の地が、現在、我が社、株式会社マツシタ本社であります。東かがわ市湊清水という場所に我が社はあり、かつて井戸からあふれる水があまりにも清い水ということで清水という地名になり、和三盆が生まれるきっかけになったひとつです。ここには当時の井戸が会社の敷地内に残っています。向山周慶さんが生まれるはるか前から井戸はあったらしく、500年ほどなるかと思います。

井戸の横に「向山周慶生誕の地」という石碑が建てられています。

是非、見に来てください。



向良神社



当時の砂糖しめ小屋（四国村）





飯島 美希



安西 丘琳



岩田 悦子



石川 暎伸



植村 青崑



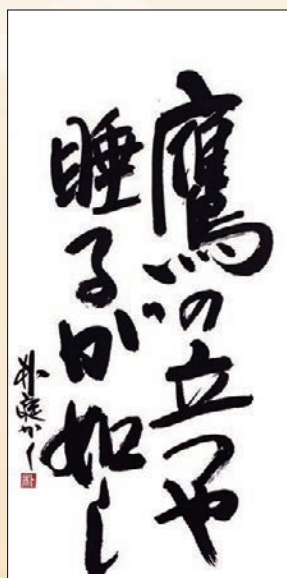
石川 桂華



堤 祐香



江崎 仁美



植村 朴庭



メスも重機のレレに
 代え大地の匠者となる
 百の診療所より本
 の用水路を
戦乱と大旱
 魎のフガエシシ
 で十六百本の
 井戸を掘り
 二十五キロ用水路
 を拓く洪水土
 石流集木中豪
 雨地すべりなど
 あらゆる自然
 災害と戦い
 明け暮れた
 自然はじとの
 都合を待つてくれ
 ないでこちらがそれに適
 して動かねばならなかつた
 平和は決して人間同士
 だけの問題でなく自然
 との関わり方に深く
 依拠していることは
 確かである

岡内登喜子

あたが
 悪いと
 指をさす
 ても
 縁は
 自分
 白くした

岡田 繁香

ただ言葉
 かけただ
 それだけ
 相手の心
 温める
 そう考
 みれば言
 とはなん
 重宝な
 ものだろ

内原 静代

潮かき死の浜の
 砂山の
 浜薔薇よ
 今年も
 咲けや

後藤美津代

無
 功
 徳
 善い行い
 いふらすな

小坂 敏子

念
 らば
 花
 とく

高嶋 町子

成し遂げ
 ようと決めた
 志を
 たった一度の
 敗北によつて
 拾ては
 いけない

白井 杏

今日
 怒らず
 恐れず
 悲しまず
 正直
 親切
 愉快に
 生ずよ

出水 義弘

こそすがた
 しもれて
 ゆく

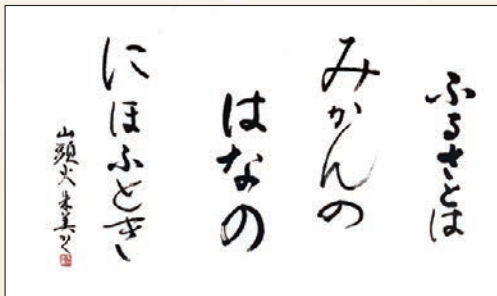
武田 妙子



奈良 正明



新田 紗千



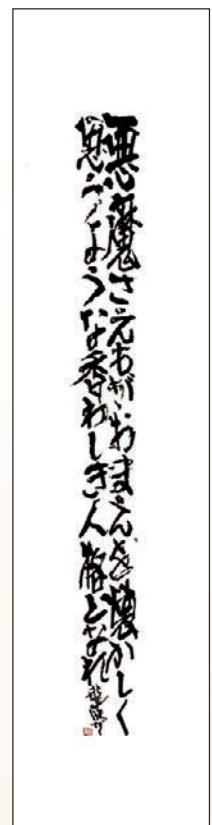
平井 朱美



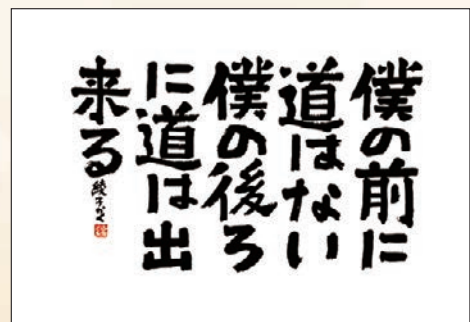
西浦 絢女



日笠 宏子



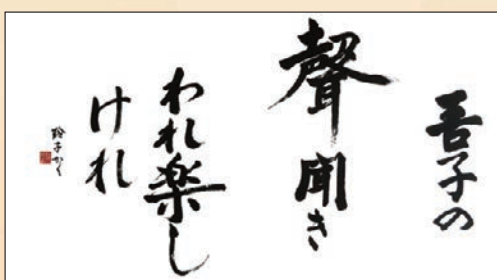
土居 龍庭



古川 綾子



細川 洋子



松岡 玲子



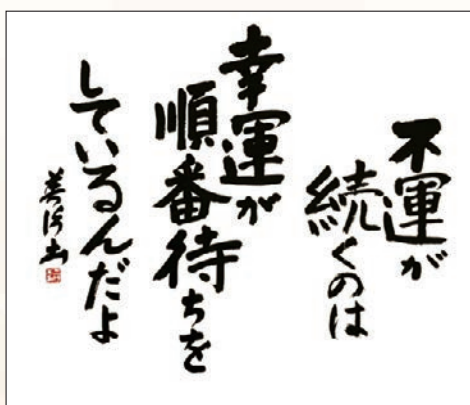
松岡千代子



真鍋 和夫



松下 優奈



三好 英治



丸重美智子



矢野 豊史



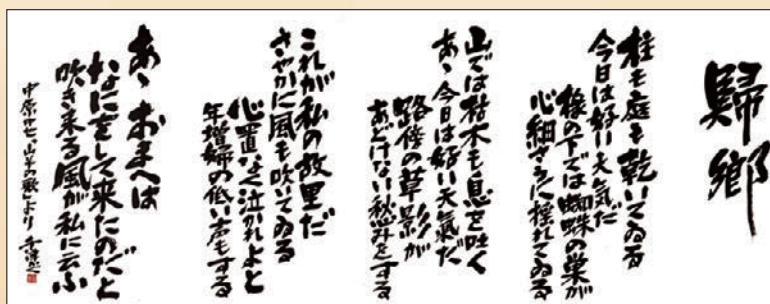
六車 雅泉



六車 絹子



村上 邑真



山田千津子



オフィスでも節電にご協力ください。

無理なく 無駄なく 快適に

電気ポット
温度設定を見直したり、省エネモードにするなど、設定を確認しましょう。使わないときには、電源をオフにしましょう。

照明
可能な範囲で執務室や店舗エリアの照明を間引きしましょう（節電効果は照明を半分程度間引きした際の数値）。
使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、消灯しましょう。

温水洗浄便座
使用状況を確認し、夏は便座や水の温度設定を「切」にしたり、長時間使わないトイレはコンセント自体を抜いたりしましょう。

空調
執務室の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。
※熱中症にご注意ください。
日中の日射を避けるために、ブラインド、カーテン、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用しましょう。
使用していないエリア（会議室、休憩室、廊下等）は、空調を停止しましょう。

OA機器
(PC、コピー機)
長時間離れるときは、OA機器の電源を切るか、スタンバイモードにしましょう。

オフィスで出来る夏の節電対策

節電効果 約13%

節電効果 約3%

節電効果 約4%

節電効果 約4%

節電効果 約2%

全オフィスで消費電力の1%を節電すると、毎日、家庭約16万世帯が消費する電力と同程度のエネルギーが削減できます。

出典：経済産業省 省エネポータルサイト

※「節電効果」は点灯帯（17時頃）のオフィスの電力使用量に対する節電効果の概算値で、地域・時間帯による違いを考慮に入れた全国平均の値です。地域・時間帯により節電効果は変動します。

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。
いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年法人会の女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

「法人会」とは

法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です。
現在、全国各地に440単位法人会があり、県単位の連合体として41都道府県連が組織され、約70万社の企業が加入しています。法人会では「税知識の普及」「租税教育」「地域社会貢献」などを中心に、地域に密着した活動を展開しています。

公益社団法人 大川法人会
〒769-2303 香川県さぬき市長尾名 1494-1
0879-52-4370



法人会「いちごプロジェクト」サイトはこちら →



公益社団法人 大川法人会〈新入会員〉紹介

令和7年1月18日～令和7年8月20日

ご入会ありがとうございました。

支 部	法人名・事業所名	代表者名	所在地	業 種	電 話
引田	合同会社オフィスUK	梅川 和哉	引田 2058-1	財務会計サービス業	0879-33-4685
白鳥	合同会社ROCCO (古民家リストラテ quanti)	中野 誠司	高松市牟礼町牟礼 1898-2	飲食業	087-845-2519
津田	(株) じゃこ丸海産	木村明ひこ	鶴羽 1511-5	国内産海産物並びに 食料品の仕入・販売業	0879-23-7260
志度	(有) すなかわ事務所	砂川 昌治	志度 781	不動産	090-8287-9825
長尾	(有) 道官バラ園	道官 芳雄	長尾東 981	農 業	0879-52-3598
〃	(株) メルシス	高橋 俊生	長尾名 820	機械のエンジニアリング	090-3236-9453
〃	(株) シコククリーンサービス	國方 潤	長尾東 1082-3	清掃業	090-6284-6979
〃	(株) anivers	瀬嶋 亮	高松市木太町 453-1 丸忠ビル 107	IT	087-880-8143

(敬称略)

個人情報取り扱いについて

当会は、会員企業に係わる「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関紙等の送付、並びに書籍等斡旋のご案内、福利厚生制度等のご案内など本会事業のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

青年部会・女性部会 部会員募集中！

部会独自の各種研修・講習会を開催し、幅広い知識の習得と異業種交流会を実施しています。
あなたも仲間に入りませんか？

青年部会 (公社) 大川法人会会員企業の満50歳までの方 【年部会費：3,000 円】

女性部会 (公社) 大川法人会会員企業の女性の方 【年部会費：2,000 円】

詳しくは (公社) 大川法人会 〒769-2303 さぬき市長尾名 1494-1
TEL (0879) 52-4370 FAX (0879) 52-5926

公益社団法人大川法人会 役員選任

令和7年度～8年度（支部別）

支部名	役 名	氏 名	法 人 名	
	名誉顧問	白井 敏雅	讃光工業(株)	
	顧 問	佐藤 邦明	(株)佐藤製材所	
	会 長	古市 千晴	香川東部青果(株)	
	監 事	脇 正己	脇 税理士事務所	
	監 事	堀 元司	(株)さぬき市 SA 公社	
	監 事	岡田 知美	松本周税理士事務所	
引 田	副 会 長	新崎 忠志	(株)新崎フォーム	
6 名	常任理事	水口 正年	(株)総合設計	
	理 事	福田 洋市	福田手袋(株)	
	〃	板坂 哲也	(株)板坂不動産	
	〃	大字 徹	大字建設(株)	
	〃	三谷賢一郎	(株)三谷船具店	
白 鳥	副 会 長	小島 正平	ナカハタ印刷(株)	
10 名	常任理事	吉田 勤	ヨークス(株)	
	〃	林 周二	ルボア(株)	
	理 事	田中 和昇	(株)FUJIDAN	
	〃	箭崎 嘉孝	大成段ボール(株)	
	〃	田中 康秀	(株)ナイガイ	
	〃	松下 慶二	福岡手袋(株)	
	〃	橋本 正光	(株)ハシセン	
	〃	小松 亮	(株)スワニー	
	〃	浦上 豊永	(株)トーヨー仮設	
大 内	副 会 長	若松 高美	(株)ハウスサービス	
12 名	常任理事	松下 三郎	(株)マツシタ	
	〃	友國 誠二	(株)トモクニ	
	〃	宮本 光	(有)デジパーク	
	理 事	田中 久夫	(有)朝田屋呉服店	
	〃	田中 秀和	日生化学(株)	
	〃	市場 浩	(株)イチーナ	
	〃	田太 隆司	東讃自動車工業(株)	
	〃	桑島 功	桑島林産工業(株)	
	〃	松井 正純	(有)松井自動車	
	〃	赤澤 敬敏	帝國製菓(株)	
	〃	山本 重雄	(株)オールインワン	
津 田	副 会 長	市村 啓一	(株)シコク	
6 名	常任理事	本村 英司	四国パペー・ビーズ(株)	
	理 事	楠 正秋	(有)菓舗菊水堂	
	〃	蓮井 逸宏	(株)蓮井鉄工	
	〃	安藝 陽介	安芸住設(株)	
	〃	岩崎 崇	(同)さぬきうどん羽立	

支部名	役 名	氏 名	法 人 名	
志 度	副 会 長	西應 佳樹	(株)志度毎日運送	
16 名	常任理事	岡 弘二	優和木装(株)	
	〃	田淵 保	(有)ビニックス工業	
	〃	中野 清治	(株)中野製菓	
	理 事	行安 治	(有)パステル建設	
	〃	高原 明功	(株)花装	
	〃	稲沢 功之	(株)東讃広告社	
	〃	多田美恵子	(有)東讃印刷所	
	〃	植村 卓司	植村建設工業(株)	
	〃	久保 学	ニチエイステール(株)	
	〃	樽 則幸	(有)オフィスアドハウス	
	〃	西應 輝彦	(株)カワブ産業	
	〃	木村 年克	(株)木村呉服店	
	〃	熊野 千恵	(株)ドルチェ三共	
	〃	砂川 昌幸	(株)スナガワ	
	〃	藪内 雄介	(株)日栄産業	
大 川	副 会 長	廣瀬 俊美	(株)広瀬電工	
5 名	常任理事	多田 弘志	(株)多田建設	
	〃	川北 康伸	(株)ダイコープロダクト	
	理 事	松本 周	松本周税理士事務所	
	〃	吉武 里志	(有)吉武工業所	
寒 川	副 会 長	米田 均	マルト急配(有)	
5 名	常任理事	安富 良	(有)さぬき総合保険	
	理 事	中川 睦彦	(有)晴天	
	〃	米倉 健治	(有)ステップライフ	
	〃	船井 孝行	船井孝行税理士事務所	
長 尾	副 会 長	滝川 茂美	大進運輸(株)	
9 名	常任理事	佐々木英樹	(有)将基酪農	
	〃	石井 一嘉	(株)石井自動車	
	理 事	山下 裕	(株)サヌキ	
	〃	藤岡 旭	(有)藤岡総合設計	
	〃	六車 太士	讃光工業(株)	
	〃	眞部幸一郎	多和砕石工業(株)	
	〃	藤沢 秀樹	(株)フジサワ	
	〃	西 雅之	(株)西設備工業所	
青年部会	理 事	廣瀬 正明	(株)フック	
女性部会	理 事	吉田りえ子	ヨークス(株)	
理事 72 名 監事 3 名				

公益社団法人 大川法人会部会役員名簿

【青年部会】

【女性部会】

役 職 名	氏 名	法 人 名	役 職 名	氏 名	法 人 名
相談役	西 應 輝 彦	(株)カワブ産業	部会長	吉 田 りえ子	ヨークス(株)
〃	川 北 康 伸	(株)ダイコープロダクト	副部会長	西 應 慶 子	(株)カワブ産業
〃	中 川 博 喜	(有)中川電機	〃	市 場 早 苗	(株)イチーナ
顧 問	浦 上 豊 永	(株)トーヨー仮設	〃	多 田 美恵子	(有)東讃印刷所
部会長	廣 瀬 正 明	(株)フック	〃	熊 野 千 恵	(株)ドルチェ三共
副部会長	大 西 孝 政	大西自動車整備工場	会 計	池 田 道 子	(株)東海保険事務所
〃	三 谷 公二郎	(株)三谷船具店	〃	新 開 晴 子	(株)晴
〃	入 谷 圭 介	エムアイサービス(株)	幹 事	新 崎 真由美	(株)新崎フォーム
監 査	眞 部 達 也	(有)都島興業	〃	細 川 とし江	(株)協和建装
運営専務兼会計	阿 部 良 一	司法書士・行政書士 阿部良一事務所	〃	平 井 裕 子	シロトリ(株)
幹 事	多 田 俊 介	(有)ミートとりたま	〃	長 町 道 子	(株)ハウスサービス
〃	多 田 啓 祐	(有)東讃印刷所	〃	山 田 由 美	(有)オートマックス
〃	大 津 勇 吾	(有)大津商店	〃	友 國 佳世子	(株)トモクニ
〃	藪 内 健 二	(株)日栄産業	〃	三 田 喜代美	サンタ食品工業(株)
〃	長 町 雅 人	(株)ハウスサービス	〃	藤 森 恵 子	(有)フジモリ
〃	松 井 辰 憲	(有)松井自動車	〃	吉 野 香代子	(株)吉野鉄工所
〃	梶 原 大 介	(株)さぬきの農	〃	砂 川 加代子	砂川スチール工業(株)
〃	西 應 俊 介	(株)志度毎日運送	〃	堀 井 富士子	(株)広瀬電工
〃	松 本 周	松本周税理士事務所	〃	川 北 朝 子	(株)ダイコープロダクト
			〃	石 川 純 子	(有)テクニカルオート石川
			〃	十 河 ヒロ子	徳武産業(株)
			〃	米 田 恵 子	マルト急配(有)



公益社団法人 大川法人会委員会編成表

(2025年6月)

	理事	監事
引田	6	
白鳥	10	1
大内	12	
津田	6	1
志度	16	
大川	5	1
寒川	5	
長尾	10	
幹会長	2	
計	72	3

理事	72
監事	3
計	75

名誉顧問	白井 敏雅
顧問	佐藤 邦明

監事	脇 正己
監事	堀 元司
監事	岡田 知美

会長	古市 千晴
----	-------

正副会長及び常任理事会 (会長・副会長・監事及び常任理事・各委員会委員長)
--

社会貢献活動担当副会長
小島 正平（白鳥）

厚生担当副会長
西 應 佳樹（志度）

広報担当副会長
新崎 忠志（引田）

組織担当副会長
米田 均（寒川）

税制担当副会長
若松 高美（大内）

研修担当副会長
滝川 茂美（長尾）

財務担当副会長
市村 啓一（津田）

総務担当副会長
廣瀬 俊美（大川）

(14名)

(15名)

(8名)

(33名)

(8名)

(7名)

(4名)

(6名)

社会貢献活動委員会	厚生委員会	広報委員会	組織委員会	税制委員会	研修委員会	財務委員会	総務委員会
1.社会貢献活動の企画・実施に 関すること 2.その他公共事業の推進に関する こと 3.健康経営プロジェクト	1. 会員に対する 福利厚生事業の推進	1. 対外・対内広報活動の企画・ 実施に関する こと 2. 広報誌「あしなみ」の編集企画 及び発行に関する こと	1. 会員増強活動の企画・実施に関する こと 2. 組織強化活動の企画・実施に関する こと	1. 税制改正概要、要項に 関すること 2. 税制及び税務行政に 対する陳情に関する こと 3. 税法改正問題に関する こと	1. 研修、セミナーの 企画運営に関する こと	1. 収入・支出・予算・ 決算に関する こと 2. その他財務に 関すること	1. 総務的事務に関する こと 2. 法人会組織に関する こと 3. 法人会事務局に関する こと 4. 他の委員会の所事に 属すること
委員長（理事） 桑島 功（大内） 副委員長（理事） 廣瀬 正明 （青年部会長） 副委員長（理事） 吉田りえ子 （女性部会長）	委員長（常任理事） 吉田 勤（白鳥） 副委員長（常任理事） 岡 弘二（志度） 副委員長（常任理事） 友國 誠二（大内）	委員長（理事） 田中 和昇（白鳥） 副委員長（常任理事） 松下 三郎（大内）	委員長（副会長） 清川 茂美（長尾） 副委員長（常任理事） 林 周二（白鳥） 副委員長（常任理事） 本村 英司（津田） 副委員長（常任理事） 宮本 光（大内） 副委員長（常任理事） 多田 弘志（大川） 副委員長（常任理事） 安富 良（寒川） 副委員長（理事） 西應 輝彦（志度）	委員長（常任理事） 中野 清治（志度） 副委員長（理事） 田中 久夫（大内） 副委員長（常任理事） 石井 一嘉（長尾）	委員長（常任理事） 佐々木 英樹（長尾） 副委員長（常任理事） 田淵 保（志度） 副委員長（理事） 稲沢 功之（志度）	委員長（理事） 赤澤 敬敏（大内） 副委員長（常任理事） 水口 正年（引田）	委員長（理事） 田太 隆司（大内） 副委員長（常任理事） 川北 康伸（大川）
砂川 昌幸（志度） 浦上 豊永（白鳥） 大西 孝政（青年部会） 兼 入谷 圭介（青年部会） 兼 三谷 二郎（青年部会） 兼 阿部 良一（青年部会） 兼 市川 早苗（女性部会） 兼 石川 純子（女性部会） 兼 多田 美由美（女性部会） 兼	坂坂 都也（引田） 橋本 正光（白鳥） 若松 高美（大内） 兼 本村 英司（津田） 兼 蓮井 逸宏（志度） 樽 則幸（志度） 吉武 里志（大川） 兼 米田 睦均（寒川） 中山 睦彦（寒川） 山下 雅之（長尾）	箭 崎 重嘉（白鳥） 植本 卓雄（大内） 佐松 本卓（大川） 木 英樹（長尾） 兼	新崎 忠志（引田） 兼 大字 徹一（引田） 兼 三谷 寛一（白鳥） 兼 小島 正平（白鳥） 兼 若松 高美（大内） 兼 松下 隆三（大内） 兼 田太 隆司（大内） 兼 市村 啓一（津田） 兼 安岩 陽介（津田） 西應 佳樹（志度） 兼 行安 功之（志度） 兼 久保 学（志度） 兼 廣瀬 俊美（大川） 兼 川北 康伸（大川） 兼 米田 雄治（寒川） 兼 船井 孝行（寒川） 兼 石井 一嘉（長尾） 兼 藤岡 太士（長尾） 大車 幸一（長尾） 藤沢 英樹（長尾）	小松 亮（白鳥） 市場 浩（大内） 多田 美恵子（志度） 熊野 千恵（志度）	田中 康秀（白鳥） 楠村 正秋（津田） 木村 年克（志度）	高原 明功（志度）	福田 洋市（引田） 藪内 雄介（志度）

編集後記

今年の夏も暑い…。そして、今年の夏はさぬき市・東かがわ市がアツい。瀬戸内国際芸術祭の夏会期が、志度・津田エリア、引田エリアで初めて開催されています。これまでの瀬戸芸は、瀬戸内の島々での開催が多く、もとより芸術に疎い私は、恥ずかしながら縁遠いものでしたが、せつかくの機会と津田エリアの作品を少しでも鑑賞してきました。テレビや雑誌等、メディアで瀬戸芸開催に伴いこの地域がたくさん取り上げられているのを見ると、何も携わっていない私まで誇らしくなってきました。そして、地元の人間でもまだまだ知らないところがたくさんあるものだと驚いています。国内外の方々がこの地域を訪れ、知っていただくのと同時に、地元の人たちも改めてこの地域の魅力を再発見するいい機会だなあと感じています。この会報誌の表紙には毎回、「ご存知ですか？」とサブタイトルがついています。まだまだ知らない地元の魅力をこれから発見していけたらなあと思います。

沢山の方々のお力添えをいただき今号も発刊することができました。皆様に感謝申し上げます。ありがとうございました。

公益社団法人 大川法人会 広報委員会

広報担当副会長	新崎 忠志 (引田)
広報委員長	田中 和昇 (白鳥)
広報副委員長	松下 三郎 (大内)
広報委員	箭崎 嘉孝 (白鳥)
〃	山本 重雄 (大内)
〃	植村 卓司 (志度)
〃	松本 周 (大川)
〃	佐々木英樹 (長尾)
事務局	寒川 みゆき
〃	濱田 純子

あしなみ一六〇号

● 令和七年八月二十八日発行

● 編集(公社)大川法人会 広報委員会
〒七六九一二三〇三

香川県さぬき市長尾名一四九四一
TEL (〇八七九) 五二一四三七〇
FAX (〇八七九) 五二一五九二六

雑談・雑字の庭

水田風景はいまやトレンド?

令和7年度米の収穫期となった。今年は例年になく取れる「コメ」に注目が集まるだろう。というのは、石破首相をして「国難(国の危機)」と言わしめた「令和のコメ騒動」によるもの。高くなったコメの値段も「コメ大臣」と自ら名乗った小泉農水相の諸策により、ここところ下がり始めてはいる。

一連の報道で、日本人は1日約2万トンのコメを食べると知った。20万トンの備蓄米も10日で食べつくす。「こりやうかうかしでられない」と焦った。どうしてだろう?

「初めチヨロチヨロ 中パツパ 赤子泣いても蓋とるな」といった、ご飯をおいしく炊くための言い習わしはよく知られている。炊き立てのご飯はおいしい。

こんな話を聞いた。大店(おおだな)で奉公する丁稚(でつち)たちには、食事時に炊き立てのご飯を出したという。丁稚を思う気持ちからではない。彼らの食事の時間は短い。熱々のご飯で「あちあち!」やっているうちに「仕事に戻れ!」となる。食べ盛りの丁稚たちに、多く食べられなくなる悪知恵だ。旦那、番頭たちは後でゆつくり食べようというわけ。やるね!

さあ、そんな注目を浴びた「新米」に付く値段はどうだ。騒動は続くのか?

(著者・フリーランスライター

日本笑い学会会員 藤木順平)

法人会会員みなさまに

経営者大型総合保障制度

生命保険と損害保険の組み合わせにより、
万一の場合はもちろん、
働けなくなった場合のリスクに備えるための
各種制度商品をご用意しています。

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

〈会社をお守りするトータル保障プラン〉



◎上記商品の正式名称は次のとおりです。

総合型V Lタイプα: 大同生命の無配当歳満期定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)とAIG損保のベーシック傷害保険

総合型V Tタイプ: 大同生命の無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)とAIG損保のベーシック傷害保険

Jタイプ: 大同生命の無配当重大疾病保障保険(無解約払戻金型)

一時金型 Mタイプ: 大同生命の無配当入院一時金保険(無解約払戻金型)

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎記載は2023年6月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社
四国支社/
香川県高松市紺屋町9-6(高松大同生命ビル3F)
TEL 087-851-4047

AIG AIG損害保険株式会社

高松支店/
香川県高松市磨屋町8-1(あなぶき磨屋ビル4F)
TEL 087-851-0196

F-2023-0003(2023年5月16日)
23-073007 2023-05